

大津市企業局建設工事監督要綱

(令和7年3月31日改正)

大津市企業局

大津市企業局建設工事監督要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市が工事の請負契約を締結した場合において当該契約の適正な履行を確保するために実施する監督(以下単に「監督」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(監督の対象)

第2条 この要綱による監督の対象は、契約金額が200万円を超える建設工事とする。ただし、契約金額が200万円以下であっても、入札に付したものは、対象とする。

(監督業務の内容)

第3条 監督の業務の内容は、別表に定めるとおりとする。

(監督職員)

第4条 監督の業務にあたる職員(以下「監督職員」という。)は、工事の設計を担当した課の職員のうち、次の各号に掲げる工事の設計金額の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、工事の性質上特別の必要がある場合はこの限りでない。

(1) 5,000万円以上 総括監督員、主任監督員及び監督員

(2) 5,000万円未満 主任監督員及び監督員

2 前項の規定にかかわらず、当該工事の規模又は内容により必要でないと認めるときは、総括監督員又は主任監督員を置かないことができる。

3 監督職員は、工事の請負契約ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員から選任する。ただし、工事の特殊性その他特別な理由があるときは、この限りでない。

(1) 総括監督員 課長補佐級以上の職にあるもの

(2) 主任監督員 係長級以上の職にあるもの

(3) 監督員 設計担当職員

4 総括監督員は主任監督員及び監督員を、主任監督員は監督員を指揮、指導するものとする。

(監督業務の分担)

第5条 監督職員間における監督の業務の分担は次の基準に従い行うものとする。

(1) 総括監督員、主任監督員及び監督員において業務を分担する場合、当該業務のうち重要なものについては総括監督員が、軽易なものについては監督員が、それら以外のものについては主任監督員が担当とする。

(2) 主任監督員及び監督員において業務を分担する場合、当該業務のうち重要なものについては主任監督員が、重要なもの以外については監督員が担当する。

2 契約の履行における手続きは、現場代理人から監督職員あてにする承諾又は協議については最も上位の監督職員あてに行うものとし、監督職員から現場代理人あてにする指示、命令、承諾又は協議については最も上位の監督職員名で行うものとする。

(指示票、承諾書)

第6条 監督職員は、受注者に対し指示又は承諾を行うときは、原則として指示票、承諾書(様式第1号)により行う。

(改善命令書)

第7条 総括監督員又は主任監督員は、受注者に対し改善命令を行うときは、原則として改善命令書(様式第2号)により行う。

(検査の立会い)

第8条 監督職員は、大津市企業局工事検査要綱第4条に定める検査員(以下「検査員」という。)から検査の立会いを求められたときは、当該検査に立ち会い、その検査に協力するものとする。

(手直し工事等の監督)

第9条 完了検査、中間検査及び出来形検査の結果により検査員が受注者に対し工事の手直し等を命じたとき、監督職員はその履行を監督するものとする。

(監督職員の引継ぎ)

第10条 監督職員の交替があったときは、前任の監督職員は後任の監督職員にその事務を速やかに引き継がなければならない。

2 前項の規定による引継ぎは、引継事項及び引継ぎを終えた旨を記載した引継書を作成し、両者記名捺印して行う。

(監督職員の職務の代行等)

第11条 監督職員が欠けたとき又は監督職員に事故があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が当該監督職員の職務を代行する。

(1) 監督職員が3人である場合

- ア 総括監督員が欠けたとき 主任監督員
- イ 主任監督員が欠けたとき 総括監督員
- ウ 監督員が欠けたとき 主任監督員

(2) 監督職員が2人である場合 その都度、大津市公営企業管理者(以下「公営企業管理者」という。)が指名する者

(監督業務を委託した場合)

第12条 監督の業務を受託した業者は、第6条から第10条までの規定により当該業務を執行しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか監督に関して必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式という。」)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

1 基本的監督業務

- (1) 関連する2以上の工事における工程等の調整
- (2) 契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、命令、承諾又は協議
- (3) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (4) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む）
- (5) 受注者側の工事関係者に対する措置の請求
- (6) 工事材料の検査
- (7) 工事材料の調合若しくは見本検査又は工事施工の立会い
- (8) 支給材料の検査及び引渡し
- (9) 使用方法が設計図書で明示されていない支給材料又は貸与品の使用に係る指示
- (10) 工事の施工が設計図書に適合していない場合における改造の請求
- (11) 工事施工部分の破壊検査
- (12) 次の各号における事実の調査及びその結果の通知
 - ア 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
 - イ 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - ウ 設計図書の表示が明確でないこと。
 - エ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - オ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- (13) 臨機の措置に係る受注者への意見及び措置の請求
- (14) 工事内容の軽微な変更に係る受注者に対する指示

2 付随的監督業務

- (1) 工事着工前における受注者に対する工事内容の説明及び打合せ
- (2) 受注者と共同して行う関係者に対する工事施工の広報
- (3) 工事記録簿（様式第3号）の作成及び所属長への報告
- (4) 工事進行状況の把握及び所属長への報告

様式第1号 (第6条関係)

指示票、承諾書

年 月 日

[illegible]

